

商品種別算定基準（PCR）

（認定PCR番号：PA-CA-01）

対象製品：印刷インキ（中間財）

2011年3月28日 公表

カーボンフットプリント算定・表示試行事業

なお、認定PCRの有効期限は、カーボンフットプリント算定・表示試行事業の実施期間（平成24年3月31日までを予定）とする。ただし、有効期限までの間に認定PCRが改訂された場合においては、改訂後のものを有効とする

## “印刷インキ（中間財）”

### Product Category Rule of “Printing Ink (intermediate goods)”

この PCR に記載されている内容は、カーボンフットプリント制度試行事業期間中において、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。なお、この PCR の有効期限は試行事業の終了が予定される平成 24 年 3 月 31 日までとする。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この PCR は、カーボンフットプリント制度において、“印刷インキ”を対象とする規則、要求事項および指示事項である。 なお、印刷インキ製造業等が直接関与できる生産段階までの範囲を対象とし、印刷インキを印刷業等が原材料として使用する前までの範囲で、“中間財(B-B 製品)”として、この PCR を作成した。
2	製品の定義	
2-1	製品の属する分類の説明	平版インキ、樹脂凸版インキ、金属印刷インキ、グラビアインキ、新聞インキ、スクリーンインキ、UV インキ、レジストインキ等、印刷版を用いる印刷に使用される印刷インキを対象とする。
2-2	対象とする構成要素	溶剤、モノマー、樹脂、ワニス、顔料、植物油、用水、添加剤、副資材、容器および梱包材料で構成される。
3	引用規格および PCR	現段階(2011 年 2 月)で引用する PCR はない。
4	用語および定義	この PCR においては、次の用語および定義を適用する。 印刷(industrial, textile, graphic arts; printing) 印刷物の製造および加工にわたる工程の総称。 狭義には、画像・文字などの原稿から作った印刷版の画像部に印刷インキを付けて、原稿の情報を紙などの上に転移させ、多数複製する技術の総称として用いる。 [印刷用語 - 基本用語: JIS Z 8123(1995)] 印刷インキ(printing ink) 紙などの表面に版の画像を形成・固定する像形成材料。 備考: 一般に顔料などの色材と、これを分散させるビヒクルおよび諸特性を調整する補助剤とからなる。 [印刷用語 - 基本用語: JIS Z 8123(1995)] 平版インキ(lithographic ink) 平版印刷に適用するインキの総称。枚葉印刷機に使用する酸化重合タイプと、オフ輪印刷機に使用するヒートセットタイプがある。ロジン変性フェノール樹脂、アルキッド樹脂、植物油(乾性油)、石油系溶剤からなるワニスに顔料を分散したものである。 平版印刷とは、油と水が互いに反発しあう性質を応用したもので、ほとんど凹凸のない版を用いて印刷される。現在、商業印刷の分野における平版印刷の大部分はオフセット印刷となっている。このことから、一般的に平版インキはオフセットインキと呼ばれている。 樹脂凸版インキ(flexographic ink) ダンボール、包装紙、紙などの樹脂凸版印刷に用いられるインキの総称。フレキソ印刷に使用される低粘度速乾性のインキで、フレキシソインキ、ゴム凸版インキとも呼ばれる。溶剤蒸発型でソルベントタイプと水性タイプに分類される。 フレキソ印刷とは、ゴム、樹脂などの弾性物質からなる凸版と液体印刷インキを用いる印刷方式。 金属印刷インキ(metal decorating ink) ブリキ板、アルミ板などの金属印刷に用いられるインキの総称。金属印刷はほと

		<p>んどオフセット方式であるので、金属印刷インキは平版インキに属する。ビヒクルには、樹脂ワニスや油変性アルキッド樹脂を用いる。乾燥皮膜はたわみ性に富み、各種製缶加工に耐える必要がある。</p> <p><b>グラビアインキ (gravure ink)</b>          グラビア印刷に適用するインキの総称。樹脂を溶剤に溶かしたビヒクルに顔料を分散させたもので、溶剤には低沸点の有機溶剤が使われることが多い。また、トルエンを用いないノントルエンタイプや、水性グラビアインキなどが開発されている。</p> <p>グラビア印刷には、写真製版または機械彫刻による凹版(シリンダー)を用いる。インキはインキパンから版胴に供給され、非画像部のインキをドクターブレードでかき落とす。加圧された版胴 - 圧胴間を被印刷物(紙やフィルム等)が通ること、凹んだ画像部に残っているインキを被印刷物に転移させる。</p> <p><b>新聞インキ (news ink)</b>          新聞の印刷に用いられるインキの総称。ほとんどが新聞更紙に印刷されており、紙中へのビヒクルの浸透によって固着乾燥する浸透乾燥型インキである。かつては活版印刷であったが、現在はオフセット印刷であり、ほとんどの新聞はカラー化が進んでいる。</p> <p><b>スクリーンインキ (screen ink)</b>          孔版インキの一種で、スクリーン印刷に適用するインキの総称。被印刷物の種類により、インキの成分は非常に多種にわたっている。</p> <p>スクリーン印刷とは、紗(スクリーン)の面に印刷インキを通過させない非画像部を形成した印刷版を用いる孔版印刷方式である。紙には乾性油などを用いた酸化重合型、プラスチックには合成樹脂と溶剤を用いた蒸発乾燥型または硬化反応型、ガラスに対しては加熱融着型のインキを用いる。</p> <p><b>UV インキ (ultraviolet curing ink)</b>          紫外線の照射により瞬間的に硬化し乾燥するインキ。紫外線硬化型インキともいう。UV 硬化性のプレポリマーとモノマーと光重合開始剤から構成される。紙器、プラスチック素材、ビジネスフォーム、シール、プリント基板などの印刷や各種コーティングなどに用いられる。</p> <p><b>レジストインキ (resist ink)</b>          耐薬品性、耐熱性、絶縁性などに優れ、メッキ、エッチング、はんだ付け等において化学的、物理的な反応や作用から保護するためのインキ。また、プリント配線基板に使用されるインキの総称でもある。</p> <p><b>ワニス (printing varnish)</b>          印刷インキの主剤の一つで顔料分散に用いられ、顔料を運ぶという意味でビヒクル(vehicle)とも呼ばれる。オフセットインキ用のワニスは、樹脂・乾性油・溶剤が主成分である。適度な流動性のほか、被印刷物に運ばれたインキを乾燥固化させ、顔料を固着させる機能が必要である。光沢、耐摩擦性などの印刷効果を具備することも欠かせない。</p> <p><b>顔料 (pigment)</b>          着色料で、水や溶剤・油などに不溶の微細な粒子であり、水に不溶という点で染料と区別される。塗料、印刷インキ、プラスチック、ゴムなどの着色剤として用いられる。無機顔料と有機顔料に分類される。</p>
5	対象範囲	
5-1	算定の単位	販売単位とする。
5-2	ライフサイクル段階	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・ 原材料調達段階 ・ 生産段階 (この PCR は"中間財(B-B 製品)"の PCR であり、流通段階以降は対象外とする)
6	全段階に共通して適用する項目	

6-1	ライフサイクルフロー図	附属書 A に示す。
6-2	データの収集範囲	各段階において規定する。
6-3	データの収集期間	データ収集期間については、実績値を収集することで、「1年」といった特定の期間を定めることはしない。印刷インキは、多様な製品を発注に応じて生産することから、1年間といった長期間にわたって、継続的に同じ製品を製造することは稀である。そのため、実績値を集めることを原則とすることで、データ収集期間についての要求事項については、各段階において規定する。
6-4	配分	配分方法については、物理量(重量)による配分を基本とする。物理量(重量)以外の基準(重量以外の物理量(面積や作業時間)、経済価値)を用いて配分を行う場合は、その妥当性について検証の対象とする。
6-5	カットオフ	カットオフする場合は、この PCR の対象とするライフサイクルである原材料調達段階および生産段階の GHG 総排出量の 5 %以内とし、その範囲を明確にする。ただし、シナリオや類似データ、推計データを活用して代替することを優先し、それが困難な場合に限る。
6-6	その他	<p>【間接部門の取り扱い】</p> <p>事務所や研究開発施設(部門)など、生産に直接関係しない間接部門は除外してデータを収集する。しかし、これらを除外することが困難である場合は、間接部門と直接部門を合わせてデータ収集し、直接部門の GHG 排出量としてもよい。</p> <p>【自家発電の取り扱い】</p> <p>製造サイト内の自家発電による電力を当該製品の生産に使用している場合は、自家発電に投入している燃料の量を一次データとして収集し、その製造および燃焼に係る GHG 排出量を算定する。</p>
7	原材料調達段階に適用する項目	
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>次のプロセスを対象とする。</p> <p>調達する原材料(中間体等を含む)の製造に係るプロセス</p> <p>調達する容器(1kg 缶、18 リットル缶、ドラム缶等であり、ローリー車装着のタンクは含めない)および梱包材料の製造に係るプロセス</p> <p>原材料、容器および梱包材料の製造サイトから当該製品の製造サイトまでの国内外の輸送に係るプロセス</p>
7-2	データ収集項目	<p>印刷インキの品種、色ごとに次の項目のデータを収集する。</p> <p>調達する原材料(中間体等を含む)の製造に係るプロセス</p> <p>1)印刷インキの原料である溶剤、モノマー、樹脂、ワニス、顔料、植物油、用水(製品中に添加される用水に限る)、添加剤等の製造に係る単位あたりの GHG 排出量(kg-CO<sub>2</sub>e)と投入量(容器および梱包材料を含む)</p> <p>なお、ワニスや顔料、中間体等を自ら製造する場合は、これらの原料も含む。</p> <p>また、用水に井戸水を投入している場合は、井戸水の汲み上げおよび使用に要した電力・燃料の投入量から GHG 排出量を算出する。</p> <p>2) ウェス、フィルター、洗浄溶剤等、印刷インキの生産段階で使用する副資材の製造に係る単位あたりの GHG 排出量(kg-CO<sub>2</sub>e)と投入量(容器および梱包材料を含む)</p> <p>3)ワニスや顔料、中間体等を自ら製造した場合に、印刷インキの製造時までこれらを保管するために用いる紙袋、18 リットル缶、ドラム缶等の製造に係る単位あたりの GHG 排出量(kg-CO<sub>2</sub>e)と投入量</p> <p>調達する容器および梱包材料の製造に係るプロセス</p> <p>1)印刷インキを充填する容器の製造に係る単位あたりの GHG 排出量(kg-CO<sub>2</sub>e)と投入量</p> <p>2)印刷インキを充填した容器等の梱包に用いる梱包材料の製造に係る単位あたりの GHG 排出量(kg-CO<sub>2</sub>e)と投入量</p> <p>原材料等の製造サイトから当該製品の製造サイトまでの国内外の輸送に係るプロセス</p>

		<p>ス</p> <p>原材料等の製造サイトから当該製品の製造サイトまでの国内外の輸送に係るプロセスについては、(7-3)の項目のデータを収集する。なお、輸送に係る燃料使用量の把握方法については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」における「燃料法」「燃費法」「改良トンキロ法」のいずれかを使用する。それぞれの燃料使用量の算定方法については、附属書 B を参照する。</p>
7-3	一次データ収集項目	<p>次の項目は一次データを収集する。</p> <p>調達する原材料(中間体等を含む)の製造に係るプロセス</p> <p>1)印刷インキの原料である溶剤、モノマー、樹脂、ワニス、顔料、植物油、用水(製品中に添加される用水に限る)、添加剤等の投入量(容器および梱包材料を含む)</p> <p>なお、ワニスや顔料、中間体等を自ら製造する場合は、これらの原料も含む。</p> <p>2) ウェス、フィルター、洗浄溶剤等、印刷インキの生産段階で使用する副資材の投入量(容器および梱包材料を含む)</p> <p>3)ワニスや顔料、中間体等を自ら製造した場合に、印刷インキの製造時までにはこれらを保管するために用いる紙袋、18リットル缶、ドラム缶等の投入量</p> <p>調達する容器等の製造に係るプロセス</p> <p>1)印刷インキを充填する容器の投入量</p> <p>2)印刷インキを充填した容器等の梱包に用いる梱包材料の投入量</p> <p>原材料等の製造サイトから当該製品の製造サイトまでの国内外の輸送に係るプロセス</p> <p>1)輸送物の重量</p> <p>2)燃料の使用に伴う GHG 排出量</p> <p>(燃料法の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料の使用量</li> </ul> <p>(燃費法の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸送距離</li> </ul> <p>(改良トンキロ法の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸送距離</li> <li>・ 積載率</li> </ul>
7-4	一次データの収集方法および収集条件	<p>(7-3)のデータ収集項目に記載した各項目については、個別の製品についての実績値を収集する。ただし、個別の製品についての実績値を収集することが困難な場合は、その製品の製造期間における製造ライン、あるいは製造サイト全体の投入量を収集し、当該製品の生産量で按分してもよい。また、当該製造期間の投入量が取得できない場合は 1 年間の投入量を用いて按分することができる。投入量を按分する場合は、その妥当性について検証の対象とする。</p>
7-5	シナリオ	<p>輸送に関して、一次データの収集が困難な場合は、附属書 C のシナリオを使用してもよい。</p>
7-6	その他	<p>【調達先が複数の場合の取り扱い】</p> <p>原則として、全ての調達先から一次データを収集する。一次データの収集が困難な調達先については、他の調達先からの一次データで代用してもよい。その場合は、一次データを収集した調達先からの投入量に基づく加重平均値とする。ただし、他の調達先からの一次データで代用できるのは、その原材料の全体量の 50 %未満でなければならない。</p> <p>【リサイクル材・リユース品の取り扱い】</p> <p>投入物としてリサイクル材・リユース品を使用する場合、その製造および輸送に関する GHG 排出量には、リサイクルの準備が整ったものの輸送以降のプロセス(例:</p>

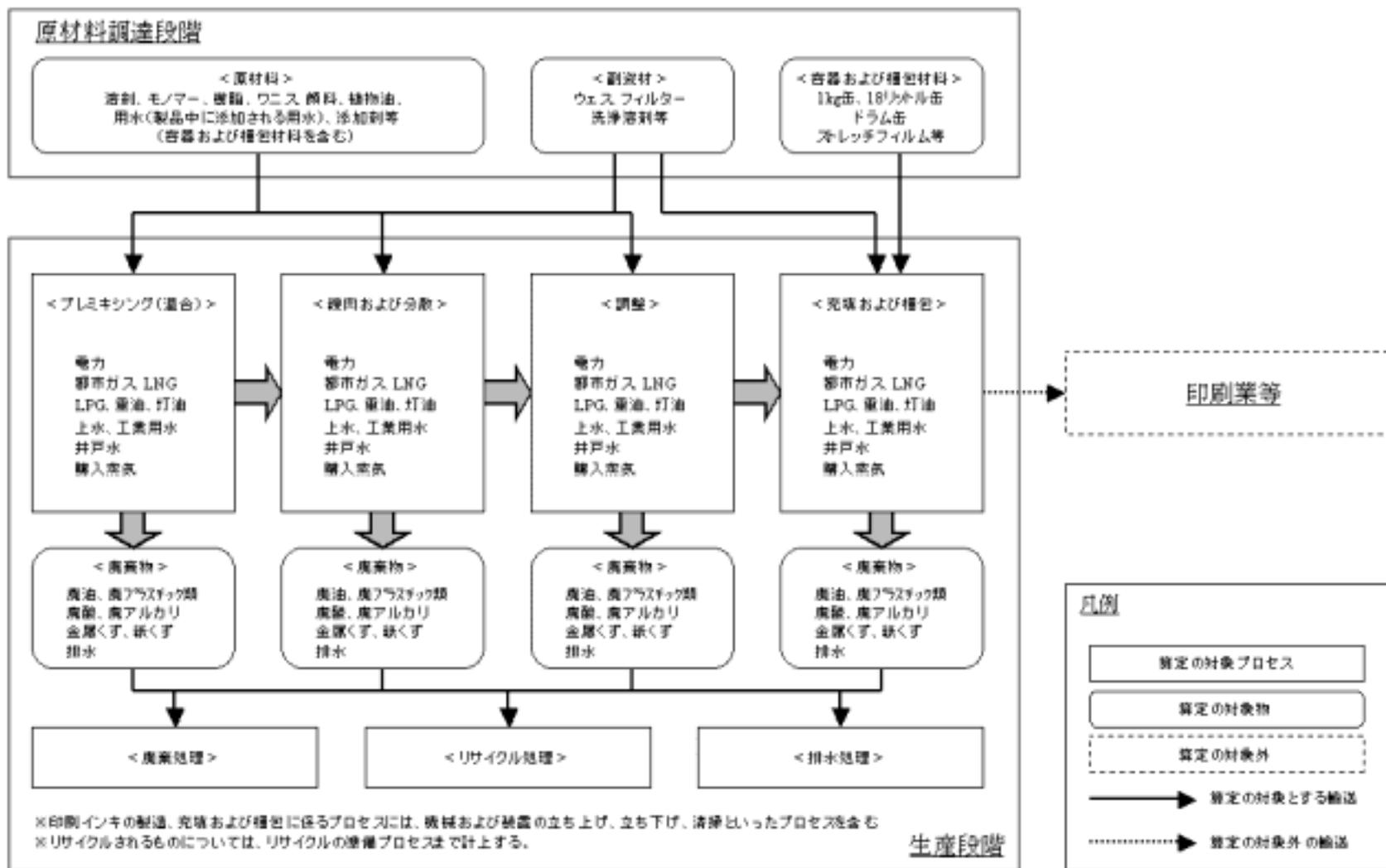
		回収、再生処理など)やリユースプロセス(例:回収、洗浄など)に伴う GHG 排出量を含めることとする。
8	生産段階に適用する項目	
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	次のプロセスを対象とする。 印刷インキの製造、充填および梱包に係るプロセス(機械の立ち上げ、立ち下げ、清掃といったプロセスを含む) 廃棄物として扱われる廃材の処理に係るプロセス 中間製品等の製造サイト間の輸送がある場合(同一敷地内の輸送については除外する)の輸送に係るプロセス 廃棄・リサイクル輸送に係るプロセス
8-2	データ収集項目	次の項目のデータを収集する。 印刷インキの製造、充填および梱包に係るプロセス(機械の立ち上げ、立ち下げ、清掃といったプロセスを含む) 1) 当該製品の生産量 2) 電力および燃料の投入量 3) 用水の投入量(用水に井戸水を投入している場合は、井戸水の汲み上げおよび使用に要した電力・燃料の投入量から GHG 排出量を算出する) 4) 購入した蒸気の投入量(製造サイト内で発生した蒸気については、それに要した電力、燃料および用水の投入量を収集する) 5) 電力および燃料、用水、購入蒸気の供給および使用に係る GHG 排出量(kg-CO <sub>2</sub> e) 廃棄物として扱われる廃材の処理に係るプロセス 1) 廃棄物の排出量 2) 排水の排出量 3) 廃棄物、排水の輸送および処理に係る GHG 排出量(kg-CO <sub>2</sub> e)(焼却処理される廃棄物中の化石燃料由来の炭素の燃焼に伴う GHG 排出量も計上する) 4) リサイクルされる廃棄物の量 5) リサイクルされる廃棄物の輸送およびリサイクル準備プロセスに係る GHG 排出量(kg-CO <sub>2</sub> e) 中間製品等の製造サイト間の輸送がある場合(同一敷地内の輸送については除外する)の輸送に係るプロセス 中間製品等の製造サイト間の輸送がある場合(同一敷地内の輸送については除外する)の輸送に係るプロセスについては、(8-3)の項目のデータを収集する。なお、輸送に係る燃料使用量の把握方法については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」における「燃料法」「燃費法」「改良トンキロ法」のいずれかを使用する。それぞれの燃料使用量の算定方法については、附属書 B を参照する。 廃棄・リサイクル輸送に係るプロセス 廃棄・リサイクル輸送に係るプロセスについては、(8-3)の項目のデータを収集する。なお、輸送に係る燃料使用量の把握方法については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」における「燃料法」「燃費法」「改良トンキロ法」のいずれかを使用する。それぞれの燃料使用量の算定方法については、附属書 B を参照する。
8-3	一次データ収集項目	次の項目は一次データを収集する。 印刷インキの製造、充填および梱包に係るプロセス(機械および装置の立ち上げ、立ち下げ、清掃といったプロセスを含む) 1) 当該製品の生産量 2) 電力および燃料の投入量 3) 用水の投入量 4) 購入した蒸気の投入量(製造サイト内で発生した蒸気については、それに要した電力、燃料および用水の投入量を収集する) 廃棄物として扱われる廃材の処理に係るプロセス

		<p>1) 廃棄物の排出量  2) 排水の排出量  3) リサイクルされる廃棄物量  中間製品等の製造サイト間の輸送がある場合(同一敷地内の輸送については除外する)の輸送に係るプロセス</p> <p>1) 輸送物の重量  2) 燃料の使用に伴う GHG 排出量  (燃料法の場合)  ・ 燃料の使用量  (燃費法の場合)  ・ 輸送距離  (改良トンキロ法の場合)  ・ 輸送距離  ・ 積載率</p> <p>廃棄・リサイクル輸送に係るプロセス</p> <p>1) 輸送物の重量  2) 燃料の使用に伴う GHG 排出量  (燃料法の場合)  ・ 燃料の使用量  (燃費法の場合)  ・ 輸送距離  (改良トンキロ法の場合)  ・ 輸送距離  ・ 積載率</p>
8-4	一次データの収集方法および収集条件	<p>(8-3)のデータ収集項目に記載した各項目については、個別の製品についての実績値を収集する。ただし、個別の製品についての実績値を収集することが困難な場合は、その製品の製造期間における製造ライン、あるいは製造サイト全体の投入量を収集し、当該製品の生産量で按分してもよい。また、当該製造期間の投入量が取得できない場合は 1 年間の投入量を用いて按分することができる。投入量を按分する場合は、その妥当性について検証の対象とする。</p> <p>また、電力の投入量については、計測による実績値の収集が困難な場合は、使用する機械および装置の“定格電力”を使用してもよい。ただし、計測による実績値の収集が困難な理由を述べなければならない。</p>
8-5	シナリオ	<p>【製造サイト間の輸送および生産段階の廃棄・リサイクル輸送に関するシナリオ】  製造サイト間の輸送及び生産段階の廃棄・リサイクル輸送に関して、一次データの収集が困難な場合は、附属書 C のシナリオを使用してもよい。</p> <p>【生産段階の廃棄・リサイクルのシナリオ】  生産段階の廃棄・リサイクルに関しては、処理方法(処理内容)および処理施設に関する一次データを収集しなければならないが、困難な場合は次のシナリオを使用してもよい(数値は、発生量に対する比率)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紙くず:焼却処理 2%、リサイクル 98%( ) (紙の燃焼により発生する CO<sub>2</sub> は、カーボンニュートラルと見なし除外する)</li> <li>・ 金属くず:リサイクル 100%( )</li> <li>・ 廃油、廃プラスチック類、廃酸、廃アルカリ:焼却処理 100%(焼却処理される廃棄物中の化石燃料由来の炭素の燃焼に伴う GHG 排出量も計上する)  「副産物発生状況調査」(平成 18 年度実績):財団法人 クリーン・ジャパン・センター(平成 20 年 3 月)</li> </ul>
8-6	その他	特に規定しない。
9	流通段階に適用する項目	

9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外
9-2	データ収集項目	対象外
9-3	一次データ収集項目	対象外
9-4	一次データの収集方法および収集条件	対象外
9-5	シナリオ	対象外
9-6	その他	対象外
10	使用・維持管理段階に適用する項目	
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外
10-2	データ収集項目	対象外
10-3	一次データ収集項目	対象外
10-4	一次データの収集方法および収集条件	対象外
10-5	シナリオ	対象外
10-6	その他	対象外
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目	
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外
11-2	データ収集項目	対象外
11-3	一次データ収集項目	対象外
11-4	一次データの収集方法および収集条件	対象外
11-5	シナリオ	対象外
11-6	その他	対象外
12	二次データ適用項目	<p>・「カーボンフットプリント制度試行事業用 CO<sub>2</sub> 換算量共通原単位データベース(暫定版)」(以下、共通原単位データベース)で、データが提供されているもの。なお、共通原単位データベースは、現在公表されている最新のものを使用する。</p> <p>・共通原単位データベースに掲載されていない二次データにおいては、カーボンフットプリント制度試行事業事務局が「参考データ」として用意したものを使用する。</p>
13	表示方法	
13-1	表示単位	<p>算定単位を基本とする。ただし、「カーボンフットプリント制度の在り方(指針)」及び「商品種別算定基準(PCR)策定基準」にある表示方法も認めるが、この場合はその適切性を検証パネルにおいて議論することとする。</p> <p>なお、ローリー車での販売の場合は、「1トンあたり」「1キロリットルあたり」といった単位重量あるいは単位容積ごとの GHG 排出量の表示を認める。</p>
13-2	ラベルの位置、サイズ	<p>共通ルール「カーボンフットプリントマーク等の仕様」に従い、「中間財」として表示する。</p> <p>ラベルを使用した表示はできないが、個別製品のカタログ、送り状、納品書等への表示のほか、GHG 排出量算定実施者のカタログ、製品案内、インターネット等での“承認済製品の一覧表示”を認める。</p>
13-3	追加情報の表示	特に規定しない。

**附属書 A：ライフサイクルフロー図（規定）**

注記：このフロー図に記載されていない工程や原材料がある場合は、その全てを含めること。



## 附属書 B：輸送時の燃料消費に伴う GHG 排出量の算定方法（規定）

### B.1 燃料法

- 1) 輸送手段ごとの燃料使用量を収集し、燃料単位を L(リットル)から kg に換算する。
  - ・ 燃料使用量(kg) = 燃料使用量(L) × 燃料密度 (kg/L)
  - ・ ガソリンの燃料密度: = 0.75 kg/L
  - ・ 軽油の燃料密度: = 0.83 kg/L
- 2) 燃料使用量(kg)に燃料種ごとの「供給・使用に係るライフサイクルGHG 排出量[kg-CO<sub>2</sub>e/kg]」（二次データ）を乗じ、GHG 排出量を算定する。

### B.2 燃費法

- 1) 輸送手段ごとの燃費(km/L)と輸送距離(km)を収集し、次の手段で燃料使用量を算出する。
  - ・ 燃料使用量(kg) = {輸送距離(km)/ 燃費(km/L)} × (kg/L)
- 2) 燃料使用量(kg)に燃料種ごとの「供給・使用に係るライフサイクルGHG 排出量[kg-CO<sub>2</sub>e/kg]」（二次データ）を乗じ、GHG 排出量を算定する。

### B.3 改良トンキロ法

- 1) 輸送手段ごとに積載率(%）、輸送負荷(輸送トンキロ)(tkm)を収集する。
- 2) 輸送負荷(輸送トンキロ)(tkm)に、輸送手段ごとの積載率別の「輸送トンキロあたり燃料消費による GHG 排出量[kg-CO<sub>2</sub>e/tkm]」（二次データ）を乗じ、GHG 排出量を算定する。

## 附属書 C : 輸送シナリオ (規定)

一次データが得られない場合の各段階の輸送シナリオを次に示す。

ライフサイクル段階	設定シナリオ
原材料調達段階	<p>国内輸送の場合</p> <p>【輸送が陸送のみの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 距離:片道 500 km ( 県間輸送として、東京 - 大阪間の輸送を想定 )</li> <li>・ 手段:10 tトラック</li> <li>・ 積載率:50 %</li> </ul> <p>【輸送に海運が伴う場合】</p> <p>国内輸送(原材料製造サイトまたは調達先 港)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 距離:片道 100 km ( 県内輸送として、県境 - 県境間の距離を想定 )</li> <li>・ 手段:10 tトラック</li> <li>・ 積載率:50 %</li> </ul> <p>国内海運(港 港)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 距離:片道 1,500 km ( 国内輸送として、東京 - 北海道間または東京 - 九州間の距離を想定 )</li> <li>・ 手段:コンテナ船(4,000TEU 以下)</li> </ul> <p>国内輸送(港 当該製品の製造サイト)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 距離:片道 500 km ( 県間輸送として、東京 - 大阪間の輸送を想定 )</li> <li>・ 手段:10 tトラック</li> <li>・ 積載率:50 %</li> </ul> <p>国際輸送を伴う場合</p> <p>生産国内輸送(原材料製造サイトまたは調達先 港)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 距離:片道 500 km</li> <li>・ 手段:10 tトラック</li> <li>・ 積載率:50 %</li> </ul> <p>国際間海運(港 港)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 距離:港間の航行距離(カーボンフットプリント制度試行事業事務局が用意した「参考データ」)</li> <li>・ 手段:コンテナ船(4,000TEU 以上)</li> </ul> <p>国内輸送(港 当該製品の製造サイト)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 距離:片道 500 km ( 県間輸送として、東京 - 大阪間の輸送を想定 )</li> <li>・ 手段:10 tトラック</li> <li>・ 積載率:50 %</li> </ul>
生産段階	<p>製造サイト間の輸送に関するシナリオ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 距離:片道 500 km ( 県間輸送として、東京 - 大阪間の輸送を想定 )</li> <li>・ 手段:10 tトラック</li> <li>・ 積載率:50 %</li> </ul> <p>生産段階の廃棄・リサイクル輸送に関するシナリオ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 距離:片道 100 km ( 県内輸送として、県境 - 県境間の距離を想定 )</li> <li>・ 手段:4 tトラック</li> <li>・ 積載率:25 %</li> </ul>